

令和7年 教育委員会第9回定例会 会議録

日 時 令和7年5月27日（火）

午後3時00分～午後3時50分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- （1）議案第24号「千代田区青少年委員設置規則の一部を改正する規則」
- （2）議案第25号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会に対する審査命令」【秘密会】

【子ども支援課】

- （1）議案第26号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」

【指導課】

- （1）議案第27号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」
- （2）議案第28号「千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則」
- （3）議案第29号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」
- （4）議案第30号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」

第 2 報告

【子ども総務課】

- （1）富士見二丁目広場の閉鎖時期の延期等について

【教育政策担当課】

- （1）子ども等向け情報発信及び意見募集手法調査に関するアンケート・ワークショップの実施について

【子ども支援課】

- （1）千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- （2）千代田区立こども園条例の一部を改正する条例
- （3）幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況（令和7年5月1日時点）

【児童・家庭支援センター】

- （1）千代田区学童クラブ条例施行規則の一部改正について

【学務課】

- （1）令和7年度 学級編制（令和7年5月1日現在の児童・生徒・学級数）について

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(6月5日号)掲載事項

出席委員(5名)

教育長	堀米 孝尚
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子
教育委員	水野 珠貴

出席職員(8名)

子ども部長	小川 賢太郎
教育担当部長	大森 幹夫
子ども総務課長兼教育政策担当課長	加藤 伸昭
副参事(特命担当)	大塚 立志
子ども支援課長	大松 雄一郎
学務課長	清水 直子
子ども施設課長	川崎 延晃
指導課長	上原 史士

欠席委員(0名)

欠席職員(2名)

子育て推進課長	山崎 崇
児童・家庭支援センター所長	宮原 智紀

書記(2名)

子ども法制担当係長	品治 正
子ども総務課係員	原子 智実

堀米教育長

開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。

ただいまから令和7年教育委員会第9回定例会を開会します。

今回の署名委員は、水野委員にお願いします。

水野委員

はい。

堀米教育長

本日の議事日程をご覧ください。日程第1、議案事項のうち、議案第25号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会に対する審査命令」につきましては、個人に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思います。

ますので、決を採ります。

本件について、秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀 米 教 育 長

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、本件につきましては、会議の最後に取り扱わせていただきます。

◎日程第 1 議案

子ども総務課

(1) 議案第24号「千代田区青少年委員設置規則の一部を改正する規則」

(2) 議案第25号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会に対する審査命令」【秘密会】

子ども支援課

(1) 議案第26号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」

指導課

(1) 議案第27号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

(2) 議案第28号「千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則」

(3) 議案第29号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

(4) 議案第30号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」

堀 米 教 育 長

それでは、日程第1、議案事項に入ります。

議案第24号「千代田区青少年委員設置規則の一部を改正する規則」ですが、本議案は、議案第28号から議案第30号と密接に関係していることから、議案第28号「千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則」、議案第29号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び議案第30号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」と一括で説明させていただきます。

子ども総務課長及び指導課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。それでは、今回の規則等の一部改正でございますが、前回の教育委員会で協議させていただいた事項でございます。

2番の改正を予定している教育委員会規則が4本ありまして、青少年委員設置規則のほう子ども総務課で、残り3本が指導課の規則となっております。3番目の改正内容でございますが、懲役及び禁錮と記載されている部分を、拘禁刑と規定整備させていただきたいと思っております。青少年委員設置規則でございますが、新と旧のところで、旧のところが第3条の第1号

堀米教育長
指導課長

のところが「禁固刑以上」というところを「拘禁刑以上」という形の記載に今回改めさせていただくものでございます。

私からは以上でございます。

はい。指導課長、お願いします。

引き続きまして、同様に、議案第28号「千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則」、議案第29号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第30号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、一括で説明いたします。

同様に、刑法の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことに伴う改正でございます。

まず、議案第28号、千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則でございます。こちらは、教育職員免許法第5条第1項の3号に拘禁刑以上というところで改正しております。

続きまして、議案第29号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則でございます。こちら、第29条の3項、新旧対照ですが、こちら拘禁刑以上ということで改正させていただいております。

最後、議案第30号です。幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則において、こちらについても第1項で、拘禁刑以上ということで改正させていただいております。

これらの施行予定期日は、令和7年6月1日です。

ご説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

前回、協議させていただきました。用語の変更ということですので、何かこの場でご質問ありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。それでは、4件の議案ですので、1つずつ採決を採ります。

まず、議案第24号「千代田区青少年委員設置規則の一部を改正する規則」につきまして、賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。全員賛成により、可決されました。

続きまして、議案第28号「千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

全員賛成により、可決されました。

続きまして、議案第29号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、賛成の教育委員は挙手をお願いします。

堀米教育長

(賛成者挙手)

はい。全員賛成により、可決されました。

続きまして、議案第30号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。全員賛成により、可決されました。

続きまして、議案第26号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」ですが、本議案は、報告事項、千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例と密接に関係していることから、一括で説明いただきます。

子ども支援課長、説明をお願いします。

子ども支援課長

まずは、資料、関連する資料2-1からご説明いたします。

項番1の改正理由につきましては、今回、都が9月から第1子が無条件で保育料の無償化まで拡大いたしますので、これを受けて、本区も、保育料、第1子が無償化するために、条例を改正するものでございます。

項番2の改正対象でございますが、本区がこのことに関連して持っている条例は3本ございまして、(1)千代田区保育の実施に関する条例、(2)千代田区立こども園条例、(3)千代田区立幼稚園使用条例の3本でございます。

項番3の改正内容につきましては、各条例についている別表を削除し、各条例に保育料は無料とする趣旨の文言を明記いたします。

項番4の表は、私がお説明した制度を分かりやすくしたもので、無償化の部分の色づけしてございますが、東京都が制度拡充をした後は、一番下の部分のように、9月1日以降は、第1子が無償化するという表になっております。

施行期日については、東京都が実施するのが9月でございますので、併せて9月1日とする予定でございます。

そして、項番6のとおり、3つの条例とも、6月の区議会第2定例会に改正の議案を上程する予定でございます。

そして、資料2-2の議案第26条が教育委員会でご議決賜る必要のある幼稚園条例の一部を改正する条例の議案でございまして、先ほども申しましたように、本文のこの条例の場合は7条を改め、「幼稚園教育の実施に係る費用を無償とする」の文言を明記しております。

そして、次の資料が幼稚園使用条例の新旧対照表でございまして、7条に「教育の実施に係る費用は無償とする」の文言を明記し、それまでございました別表は削除しております。

ここで、先ほどございましたように、便宜上、報告事項に上がっているあと2つの条例の新旧対照表についてもご説明いたします。

こちらが千代田区保育の実施に関する条例で、こちらの3条に「保育園実施に係る費用は無料とする」の文言を明記して、いわゆる料金表は削除して

おります。

千代田区立こども園条例も、同様に、8条に無料の文言を明記して、別表は削除しております。

このような形で議会への上程をいたす予定でございますが、3つの条例とも、議会への上程過程で規定整備として修正が入る可能性がございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

堀米教育長 無償化による条例の変更ということが主なことでございます。

この件につきまして、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 はい。それでは、議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成により、可決されました。

続きまして、議案第27号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第27号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

仕事と育児、介護を両立できるよう、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児・介護休業法の改正のうち、令和7年4月1日以降については、本年2月12日の教育委員会において、同条例改正の審議をご審議いただき、第1回区議会定例会で原案どおり可決され、4月1日から施行されているところです。

今般、育児・介護休業法の改正のうち、10月1日施行に伴い、条例改正を行う必要があることから、本日、条例改正の議案審議をお願いするものです。

項番1、趣旨です。育児・介護休業法の改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、勤務環境の整備に関する規定を整備いたします。

項番2です。改正する条例としましては、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例でございます。

項番3、概要です。職員による仕事と育児の両立支援に係る制度の請求等が円滑に行われるようにするため、こちら、四角囲みに記載の内容のとおり、任命権者、いわゆる教育委員会の措置義務について、規定を新設するものです。

新旧対照表としましては、こちら、第18条の3の2号、こちらに5を新設したところです。

こちら、施行期日は、法律の施行日と同日の令和7年10月1日です。一部の規定は、公布日の施行の予定でございます。

堀 米 教 育 長	ご説明は以上です。 はい。要は、きちんと説明をして情報提供しなさいよというのがこの趣旨ですね。 ご質問ありましたら、お願いいたします。 よろしいでしょうか。
堀 米 教 育 長	(な し) はい。それでは、議案ですので、採決を採ります。 賛成の教育委員は、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
堀 米 教 育 長	はい。全員賛成により、可決されました。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 富士見二丁目広場の閉鎖時期の延期等について

教育政策担当課

(1) 子ども等向け情報発信及び意見募集手法調査に関するアンケート・ワークショップの実施について

子ども支援課

(1) 千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

(2) 千代田区立こども園条例の一部を改正する条例

(3) 幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況（令和7年5月1日時点）

児童・家庭支援センター

(1) 千代田区学童クラブ条例施行規則の一部改正について

学務課

(1) 令和7年度 学級編制（令和7年5月1日現在の児童・生徒・学級数）について

堀 米 教 育 長	それでは、日程第2、報告事項に入ります。 富士見二丁目広場の閉鎖時期の延長等につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。
子ども総務課長	富士見二丁目広場の閉鎖時期の延期等につきまして、資料を用いまして、ご説明させていただきます。2月25日の教育委員会でこちらをご説明していたところでございますが、その続報でございます。 こちらの閉鎖時期につきまして、6月2日付で閉鎖する予定でございましたが、解体工事の日程の見直しがございまして、8月1日に閉鎖をするということになりました。こちらについては、6月5日号の広報紙で周知を図るということでございましたが、ホームページのほうでは5月20日から掲載するというので、急ぎ、すぐ一足でも、こちらを保護者の方々に通知させていただいたところでございます。

それと、2番の保留床の取得につきまして、こちらについては、これまで児童・家庭支援センター等の機能の移転先として、保留床の取得を視野に検討を進めていたところですが、政策経営部からの情報提供ということで、令和7年4月の下旬に再開発組合から事業者による保留床の活用意向が示され、その結果、保留床の取得を視野に入れた検討は終了という形になりましたということです。その保留床というのは、この右下の断面図でございます。こちらのピンクの子育て支援施設の活用ができないかと考えておったのですが、それが今回検討を終了してしまったところです。

こちらの再開発の中で、B敷地とA敷地があるのですが、B敷地は、これは区の所有する敷地建物になりますが、このA敷地においては、この緑のところの地域コミュニティ施設が区の所有物となります。今回、元に戻って、こちらの緑とB敷地のほうで、いろいろ検討してまいりたいというところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。約2か月閉鎖が延びたという話と、それから、区の保留床が子ども部のほうでは使えなくなったということでございます。

何かこの件についてご質問等ありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長

では、周知については、いろいろな手だてをお願いいたします。

子ども総務課長

はい。適宜やらせていただこうと思います。

堀米教育長

はい。

続きまして、子ども等向け情報発信及び意見募集手法調査に関するアンケート・ワークショップの実施につきまして、教育政策担当課長、説明をお願いいたします。

教育政策担当課長

子ども等向け情報発信及び意見募集手法調査に関するアンケート・ワークショップの実施につきまして、資料を基にご説明させていただきます。

今年度、子どもの権利推進という事業の中の拡充事業ということで、今回、実施させていただきたいと思っております。

令和5年4月にこども基本法が施行されまして、令和6年3月にはこども家庭庁から「こども・若者の意見反映に向けたガイドライン」が策定され、子ども施策における子どもの意見聴取また政策への反映に関わる取組を推進していく必要があるということで、それを受け、今年度、子ども等を対象にしたアンケート、また、ワークショップを実施しまして、子どもや保護者に対して広く情報発信する手法、それから、意見聴取をするニーズ、また、課題について洗い出しを、アンケートやワークショップのデータについて、AI技術を活用した分析を行い、その傾向をクロス、また、可視化した形で示したいと考えております。

実施内容でございます。アンケート調査でございますが、子ども向けアンケートと保護者向けアンケートということで、それぞれはがきをお送りしま

して、そこにQRコードを記載しまして、そこからGoogleフォームなどを活用して、回答期間が6月20日から7月19日までご回答いただきたいと考えております。

アンケート内容を今ここに4つ記載してございますが、30問程度で簡潔に皆さんに答えていただけるように、現在、検討しているところでございます。

それと、夏休みにワークショップを実施したいと思っております。8月4日と6日に午前中、10時から12時の2時間で、本庁舎の会議室等を利用して、小学4年生から高校3年生を対象に、定員25名で、こちらを実施したいと考えております。申し込んでくる方々によって、年代別にするのか、それとも、様々な年代の方々に分かれて、3テーブルぐらいに皆さんでいろいろ議論をしてもらえたらと思っています。両方とも、6月20日号の広報千代田に掲載しまして、周知を図ってまいります。

今後のスケジュールでございますが、6月、7月にアンケート、8月はワークショップ、9月には報告書を作成いたしまして、10月以降、予算編成につなげるため、その手法の検討というところを現在考えております。

説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

これにつきまして、何かご質問ありましたら、お願いいたします。

長崎委員、お願いします。

長崎委員

はい。2点あります。まず、アンケート調査のほうで、子ども向けアンケートと保護者向けアンケートの2種類があつて、回答方法は、保護者向けアンケートだけれど、子ども宛てにはがきを送付というので間違いないですか。

教育政策担当課長

両方ともやる予定でございます。こども家庭庁で出している子どもの権利の部分のガイドラインについては、子どもと、その保護者から意見を聴取しようというふうな仕組みになっておりますので、今回、両方とも取らせていただきたいと考えております。

長崎委員

子どもとその子どもの保護者宛てという感じ。

教育政策担当課長

そうですね。ですので、子どもについては、各年代、小学4年生から高校3年生ですので、小学生と中学生と高校生で書きぶりを少し変えたいと思っています。

長崎委員

はい。ありがとうございます。

あと、もう1点、ワークショップに関してです。今、広報紙でというようなお話だったと思うのですが、広報紙以外に何か広報の方法があるのでしょうか。

教育政策担当課長

はい。こちらについては、教育委員会の事業ですので、すぐーるの活用や、あと、SNSも活用しながら、周知を図っていきたいと思います。

長崎委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

堀米教育長

ほかにご質問ありますでしょうか。

	ワークショップのもう少し具体的なことを書いたほうが良いのでは。何を するのだろうかというのがあると思うので。
教育政策担当課長	はい。子どもたちに千代田区をどういうふうによりよくしていきたいかと いったところを主に、ワークショップは実施したいと思っております。例え ば、学校生活のほうが、多分、子どもたちはなじみあるかと思いますが、そ ういう形で、班に分けてやるのであれば、テーマをそれぞれ分けてやろうか と思っております。
子ども部長	それぞれにコーディネーターみたいなのをつけて、大人をつけて、やる と。
堀米教育長	千代田学でも、小学生などはすごく具体的に千代田区に対して、こうした ほうがいいのではないかとというのが随分出ているので、結構、うまく持って いくと、かなり出るかと。
教育政策担当課長	そうですね。 あと、もう1つは、区立のお子さんだけではなくて、やはり私立のお子さ んにもご意見を頂ければと思っております。
堀米教育長	これについては、区内の私立学校などにも……
教育政策担当課長	周知を図っていききたいと思っております。区内の私立学校にどこまで千代 田区のお子さんがいるかというところはあるのですが、その辺りも考えてい きたいと思います。
堀米教育長	何かほかにご質問ありますでしょうか。 はい。水野委員。
水野委員	はがきは、住民票を基に行くということですね。
教育政策担当課長	4月1日時点の住民基本台帳を基に発送させていただこうと思います。
水野委員	そうしたら、私立に行っているお子さんもカバーできるということす か。
教育政策担当課長	そうです。そのとおりでございます。
水野委員	はい、分かりました。ありがとうございます。
堀米教育長	はい。 ほかにございますか。よろしいですか。 (なし)
堀米教育長	はい。では、よろしく願いいたします。楽しみにしております。
教育政策担当課長	ありがとうございます。
堀米教育長	続きまして、幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況（令 和7年5月1日時点）につきまして、子ども支援課長、説明をお願いします。
子ども支援課長	では、資料に基づき、令和7年5月1日の幼稚園・保育園・こども園・認 定こども園等の在籍数をご報告させていただきます。 まず、上段、幼稚園・こども園につきましてご報告いたします。 枠内左の数字が学級数、括弧内の数字が定員でございます。その右枠が実 際の園児数でございます。一番右下の合計欄をご覧ください。3歳児につき

ましては142人、4歳児につきましては166名、5歳児につきましては175名、合計483名で、ちなみに、昨年と比較して32名の減となっております。こちらの表の赤色の数字は、現時点で定員となっていないクラスを表示しております。

続きまして、保育園・こども園・認定こども園の数でございます。こちら、右下の合計欄をご覧ください。0歳児は129名、1歳児が300名、2歳児が343名、3歳児は265名、4歳児は246名、5歳児は252名で、合計が1,535名で、ちなみに、昨年と比較して55名の減となっております。

次に、裏面に参りまして、表の左側の上段でございますが、地域型保育事業の定員と園児数でございます。その下段が認可外保育園の数でございます。こちら、表の右下の合計欄をご覧ください。保育所の中にそれぞれ区外の方が在籍している園もございますので、こちらを区別して合計を出させていただきます。全数といたしましては257名で、うち区民枠は201名でございます。

次に、一番下の枠の表をご覧ください。令和7年の保育園・こども園待機児童数・留保の状況でございます。左側一番上が待機児童数でございますが、該当者はなしでございます。その右側が特定留保、令和7年度は27名でございます。左側2段目の白丸が留保で3名、その右側が転所留保で17名、その下が申請の取下と辞退の数で11名でございます。

続きまして、別資料になりまして、4月の幼稚園及び保育園の入園選考結果についてお示ししております。

項番1の選考結果につきましては、(1)の幼稚園につきましては、表右の合計数のおり、募集数405に対して、内定者数、つまり、最終入園数は75名でございます。ちなみに、前年比30名の減となっております。

(2)の保育園でございますが、こちら、表右の合計欄のおり、募集数1,150名に対し、内定者数は366名でございます。前年比26名の減となっております。

項番2の申込方法についてですが、(1)の幼稚園は、オンラインのみでございます。(2)の保育園は、今年度から窓口とオンラインの2つで行っておりまして、表右のおり、60%が窓口で、40%がオンラインになっております。

簡単ではございますが、ご報告は以上でございます。

堀米教育長

はい。何かこの件について、ご質問ありますでしょうか。

長崎委員、どうぞ。

長崎委員

定員に満たない園が、保育園に関してもすごく多くなってきていて、定員に満たなくても、区からの補助とかで保育園の運営には問題がないかという点と、今後、補助を打ち切るとい言い方が正しいのか分からないのですけども、少し数が減っていくような動きを取る必要があるのかどうか。その辺りを教えていただけたらと思います。

堀米教育長

はい。子ども支援課長。

子ども支援課長	まず、定員や運営に問題はないかという点でございますが、今のところ、定員が少なくなったからといって、配置人数を減らしたり、人手不足で園の経営が成り立たなくなっているという報告は受けてございませんので、問題はないかと存じております。 もう1つ、補助金等の打切りの予定などでございますが、これも、今のところ、定員が少なくなってきた、例えば、確かに減っておりますけれど、就学前の児童や就学児数が激減しているということまでまだ行っておりませんので、技術的にこれまでのやり方を変えて、打切りというのは考えてございませんが、今後、何年間とかの推移を見て、また、東京都や国の補助の動向を見まして、検討していきたいと存じます。
長 崎 委 員 堀 米 教 育 長	はい、分かりました。ありがとうございます。 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。 (な し)
堀 米 教 育 長	数は分かったのですが、今後の分析などもやはりしていったほうがいいのではないかと思います。その辺も含めて、今後、またよろしく願いいたします。
子ども総務課長	続きまして、千代田区学童クラブ条例施行規則の一部改正について、子ども総務課長、説明をお願いします。 本来であれば、児童・家庭支援センター長がご説明するところですが、今日、研修で欠席ですので、私から説明させていただきます。 資料についてですが、学童クラブの条例施行規則の一部改正ということで、昨年度、学童クラブを辞退する場合は、育成料を徴収しないのに対しまして、体調の不良とかで一旦休止をする場合につきましては、当然、人件費であったり、いろいろかかりますので、育成料を徴収することになります。ただ、現行の様式が利用辞退と休止届が一本化しているということで、分かりづらいと保護者から指摘がありました。そのために、様式を辞退届と休止届に分離して、休止届においては、休止中においても育成料が発生する旨を明記して、保護者に分かりやすいというもので、今回、規則の改正をさせていただきたいと思っております。 今の主な改正では、今申し上げたとおりでございます。 3番ですが、もともとは、旧の様式は、学童クラブ利用辞退・休止届と一本化されたものでございまして、それを今回で辞退届と利用休止届の2に分けさせていただくと。休止届については、休止している期間においても育成料が発生いたしますという文言を明記させていただくというような内容でございます。 これにつきましては、施行期日が6月1日から施行し、経過措置として、改正前の用紙でも修正を加えて使用できるものということにさせていただくものでございます。 説明は以上でございます。 はい。様式を変更することによって、辞退と休止との差別化を図るという
堀 米 教 育 長	

子ども総務課長
堀米教育長

か、辞退は費用がかからないけれど、休止はかかるということを明確にしたということ。

はい。そのとおりでございます。

ご質問ありますでしょうか。

(な し)

堀米教育長
学務課長

はい。続きまして、令和7年度学級編制（令和7年5月1日現在の児童・生徒・学級数）につきまして、学務課長、説明をお願いします。

それでは、令和7年度学級編制につきまして、資料に基づきましてご報告させていただきます。

令和7年度の学級編制につきましては、文部科学省が実施する学校基本調査の基準日である5月1日現在の状況を報告するものでございます。

まず、資料の上段、一番上の小学校、上段の部分が小学校の状況で、左側が学級数、右側が児童数となっております。表の下に小学校の合計数がございますが、学級数は合計で118学級、児童数の合計は3,239名となっております。これを昨年の5月1日と比較いたしますと、学級数が減となっている学校が九段小学校、富士見小学校、そして、昌平小学校の3校で、各1学級の減となっております。また、増となっている学校が和泉小学校で、1学級の増、あと、特別支援学級のところで、富士見小学校、千代田小学校、各1学級増となっております、全体としては、昨年と比較して増減なしの同等数となっております。児童数については、富士見小学校、お茶の水小学校特別支援学級が増となっております、それ以外の学校で減となっております。合計で66名の減となっております。

次に、中学校と中等教育学校前期課程の表でございます。左側が学級数、右側が生徒数となっております、学級数の合計は32学級、生徒数の合計は1,119名となっております。昨年の5月1日と比較しますと、麴町中学校で1学級の減、神田一橋中学校は増減なし、生徒数は全体で12名の減となっております。

次の表が特別支援教育における通級指導学級・特別支援教室の児童・生徒数ですが、通常学級の児童・生徒数の中に含まれておりまして、内数として記載しているものでございます。昨年の5月1日と比較しますと、千代田小学校のことば、言語ですね、ことばの教室は1名の減、特別支援教室は、小学校が2名の増、中学校が3名の減で、合計2名の減となっております。

最後が中等教育学校、後期課程も含めた全体の学級数、生徒数でございますが、昨年の5月1日と比較いたしまして、生徒数が2名の増となっております。

簡単でございますが、ご報告は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ご質問はありますでしょうか。

九段中等教育学校の5、6年の減というのは、海外の転出が多いと聞いたのですが、そうですか。

学 務 課 長	はい。そうですね。やはり保護者の転勤に伴って海外にという生徒さんが非常に多いので、そこが主な理由というところで確認しております。
堀 米 教 育 長	はい。ということです。 以上について、何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。 (な し)

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(6月5日号)掲載事項

堀 米 教 育 長	はい。それでは、日程第3、その他事項に入ります。 教育委員会の行事予定表、広報千代田(6月5日号)につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。
子ども総務課長	それでは、まず、行事予定の表でございます。本日5月27日から7月4日までの予定表となります。 今週は、明日が保幼小の合同研修でございます。明後日が学校保健会の総会をいきいきプラザ一番町で行います。それから、今週末5月31日には神田一橋中学校の体育祭、それから、6月4日は日光の移動教室や指導課訪問、それから、6月7日には和泉小学校の運動会でございます。というのが続きまして、6月25日には、すみだトリフォニーホールでの音楽鑑賞教室となる予定でございます。 予定表は以上でございます。 続いて、広報原稿でございます。広報千代田(6月5日号)でございますが合計25件ありまして、子ども部の案件としましては、児童・家庭支援センターが2件、それから、九段中等教育学校が1件でございます。残りは、文化振興課と生涯学習・スポーツ課のお知らせの案件でございます。 以上でございます。
堀 米 教 育 長	はい。行事予定と広報千代田の説明がございました。 何かご質問ありますでしょうか。 俣野委員、どうぞ。
俣 野 委 員	6月24日の定例会が23日に変更ということで。
子ども総務課長	はい。議会の定例会とかぶるということが今回明らかになりましたので、教育委員会の定例会を、大変恐縮ですが、23日の月曜日、同時間で行わせていただきたいと思います。申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。
堀 米 教 育 長	それと、24日、25日が議会ですので、大変残念ですが、音楽鑑賞教室のご挨拶が私はできなくなりましたので、申し訳ございません。去年もそうでした。最近、ずっと議会と当たってしまっているものですから。すみませんが、よろしく願いしたいと思います。

ほかに何かご質問とか、気がついたことはありますか。よろしいでしょうか。

(な し)

堀 米 教 育 長

はい。

では、続きまして、次第にはございませんけれども、外壁改修工事につきまして、ご報告がございます。

子ども施設課長。

子ども施設課長

子ども部の施設の外壁改修に関しまして、2件、口頭にてご報告させていただきます。

1件目は、西神田コスモス館の外壁・屋上防水等改修工事についてでございます。複合施設である西神田コスモス館には、区の公共住宅のほか、子ども部の施設として、西神田保育園と西神田児童センターが設けられている平成11年に竣工した施設であり、経年への対応として、今年の夏から来年度にかけて、建物全体の外壁の改修工事を予定しております。

工事の内容は、外壁改修、屋上防水改修、園庭のウッドデッキ改修、それと、外構の改修となりますが、外壁改修の際は、建物低層部の周囲に足場が組まれ、園庭等を使用できない時期が生じます。その間の外遊びについては、代替の場所にて実施することになりますので、今後、工事の施工業者が決まり次第、これらの詳細スケジュールや各施設との具体の調整内容を取りまとめた上で、改めてご報告させていただきます。

続きまして、2件目は、ふじみこども園外壁タイル剥落への対応についてでございます。5月2日に遊戯室前の1階ピロティにある外壁タイルが一部剥落しました。このため、直ちに剥落部とその周囲への立入りを禁止し、5月9日と15日に、応急対策として、タイル剥落防止ネットの取付け工事を実施いたしました。現在は、周辺に園児が立ち入らないよう、運用しております。

また、こども園を含む富士見みらい館は建築後16年目になりますが、今回の事態を受けて、部分的な対応ではなく、先ほどの西神田コスモス館と同様に、建物全体の外壁改修を行うこととします。そして、工事までの間も、念のため、建物全体にネットを取り付けていく予定であります。

以上、引き続き施設の安全に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

ご報告は以上でございます。

堀 米 教 育 長

はい。2件、ご報告がありました。

それでは、教育委員からの情報提供ということで、俣野委員からご質問があります。

では、俣野委員、お願いします。

俣 野 委 員

少し前の記事で3月25日の日経新聞に出ていた、「近視パンデミック」ということです。ある学校の例で言うと、30人の学級なら25人が発症するという、近眼が非常に増えているというようなことです。これは、前々から少し

気になっていたのですけれども、今、当区の現状とか、そういったものは、ある程度把握できているものでしょうか。これから現状を把握されるのでしょうか。また、把握をもしされているようでしたら、当区の近視の子どもたちの防止ができるのかどうか分かりませんが、何かそういう施策を練っていただきたいと感じて、今回、提案させていただきました。

以上です。

堀 米 教 育 長

はい、分かりました。

健診等だと学務課ですが、この辺の予防とかは指導課になるかと思います。

では、指導課長。

指 導 課 長

状況の把握としましては、毎年実施している視力検査で一定程度把握できている状況ではあります。その結果からも、近視傾向にある児童・生徒の割合というのは、年度により大分増減はあるのですけれども、若干、僅かですが、少し増加の傾向は見られるところです。文科省が発表しているほどのレベルではないのですが、僅かですが、あります。

やはり要因としましては、ゲームのし過ぎだとか、スマホだとか、タブレットの使用で、近いところを長時間見詰めたりとか、あと、睡眠不足だとか、読書やパソコン作業、近いところを見ることが多い生活習慣に関わっていると。あと、やはり外で遊ぶ時間が少ないという生活習慣、遺伝的要因なども1つ考えられるところですが、いろいろな要因があるかと思います。

各校では、健康相談と保健指導というところは、これは学校保健安全法で定められていますので、必ず行っているところです。今回、視力の問題についても、視力検査の結果から、例えば所見の見られる児童・生徒に対しては、養護教諭だとか担任から規則正しい生活を送れるようにということとか、正しい姿勢というのも実は大事で、正しい姿勢でしっかり授業を受けることも、当然、指導しているところです。また、本人の座席位置の配慮も行っているところです。あと、学校医からの助言も受けながら、受診の必要のある児童・生徒を早期に選定して、保護者へ通知することも行っています。

さらに、予防の観点でいいますと、外遊びはすごく重要だというところです。外に出て、ただ、日なたでなくても日陰でもいいらしいのですけれども、大分効果があるというような研究結果も出ていますので、休み時間には外で過ごすこと、そういうのを指導したり、意外と分からないところですが、机と椅子の高さがしっかり本人と合っているかどうか。これは姿勢に関係しますので、そういったところもしっかり調整することと。あと、照度、明るさです。教室の明るさを検査していますが、その辺りも含めて、いわゆる環境整備を配慮しているところです。

あと、養護教諭が啓発資料を作成して、保護者向けに配付したり、あと、各学校が学校保健委員会を開催して、保護者と地域の方々と健康課題について考えるという取組も行っているところです。

また、タブレットの話がありますが、1人1台端末については、本区で作

成しているICT活用ハンドブックというのがあるのですが、そちらにも健康面への配慮として、5つの約束を、実は定めています。その約束を各校で実践してもらっているところです。

そういった取組を実際に行っているところでございますので、引き続きその辺りをしっかり充実させて、子どもたちの近視の課題に対しても、予防と、早期の対応、両面で取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

堀米教育長
俣野委員

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

すみません。

堀米教育長
俣野委員

はい。俣野委員。

特に指導課訪問で学校に行かせていただくと、やはり姿勢が悪い子は結構多いですね。姿勢というのはやはり身につかせるものですので、その辺も少し意識していただければ、大分違うのかと思います。

あとは、もろもろの防止策をやっていただいて、非常にありがたいことだと思っております。今後とも、引き続き、防止に対しての意識を高めていただきたいと思います。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

堀米教育長

はい。それでは、秘密会を行います。傍聴はいませんので、このまま引き続き行いたいと思います。